

議第7号

高山市積立基金条例の一部を改正する条例について

高山市積立基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市都市計画事業基金を設置するため改正しようとする。

高山市積立基金条例の一部を改正する条例

高山市積立基金条例（昭和39年高山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(設置)</p> <p>第2条 本市が設置する基金の名称及び目的は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="194 548 758 990"><thead><tr><th>名称</th><th>目的</th></tr></thead><tbody><tr><td>高山市夢・まちづくり基金の項～高山市火葬場整備基金の項（略）</td><td></td></tr><tr><td>高山市学校給食センター整備基金</td><td>学校給食センターの整備の資金に充当するため</td></tr></tbody></table>	名称	目的	高山市夢・まちづくり基金の項～高山市火葬場整備基金の項（略）		高山市学校給食センター整備基金	学校給食センターの整備の資金に充当するため	<p>(設置)</p> <p>第2条 本市が設置する基金の名称及び目的は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="834 548 1398 990"><thead><tr><th>名称</th><th>目的</th></tr></thead><tbody><tr><td>高山市夢・まちづくり基金の項～高山市火葬場整備基金の項（略）</td><td></td></tr><tr><td>高山市学校給食センター整備基金</td><td>学校給食センターの整備の資金に充当するため</td></tr><tr><td><u>高山市都市計画事業基金</u></td><td><u>都市計画事業の資金に充当するため</u></td></tr></tbody></table>	名称	目的	高山市夢・まちづくり基金の項～高山市火葬場整備基金の項（略）		高山市学校給食センター整備基金	学校給食センターの整備の資金に充当するため	<u>高山市都市計画事業基金</u>	<u>都市計画事業の資金に充当するため</u>
名称	目的														
高山市夢・まちづくり基金の項～高山市火葬場整備基金の項（略）															
高山市学校給食センター整備基金	学校給食センターの整備の資金に充当するため														
名称	目的														
高山市夢・まちづくり基金の項～高山市火葬場整備基金の項（略）															
高山市学校給食センター整備基金	学校給食センターの整備の資金に充当するため														
<u>高山市都市計画事業基金</u>	<u>都市計画事業の資金に充当するため</u>														

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。